



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.135

発行：東濃西部広域行政事務組合

賃貸住宅、住み始めるときから「退去」に備えましょう。

賃貸住宅に関するトラブルで多いのが退去時の「原状回復」です。

原状回復とは、借主の故意や過失で住宅に生じたキズや汚れ、また、借主が通常の使用方法とはいえないような使い方をしたことで生じた損傷等を元に戻すことをいいます。賃貸借契約終了時、借主は原状回復義務を負います。一方、通常損耗や経年劣化による損耗は貸主負担と考えます。

賃貸借契約は長期間の及ぶことも多く、損耗の原因を特定することが難しくなるため、トラブルとなります。入居時にキズや汚れがないか、設備が動作するかなど、貸主側と一緒に、写真を撮ったり、メモをしたりするなどして記録に残しましょう。

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(国土交通省)に原状回復の考え方が示されています。契約内容にガイドラインと異なる特約が定められている場合がありますので、契約前によく確認しましょう。



こんな相談ありました



債権回収と書いてあるが、借入した覚えのない事業者から支払い請求がある。知らない事業者なので、架空請求だと思うので、無視してもいいか。

金銭消費貸借契約や信販契約などの債務の回収を請け負う事業者等がいます。そうした事業を行うことができるのは弁護士・弁護士法人・法務大臣の許可を受けた株式会社に限られます。

知らない事業者等からの請求だからと安易に架空請求と決めつけるのではなく、弁護士なら弁護士会のHPで登録の有無を、事業者であれば法務省のHPで許可の有無を調べてから判断しましょう。

古い債務は消滅時効が完成している可能性がありますので、問い合わせの際は債務があることを認めず、債務の内容の確認に留めておいてください。

12月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	9件
訪問販売	3件
訪問購入	2件
通信販売	34件
連鎖販売	2件
電話勧誘	2件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	12件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業